

商工会だより

20 号
28 年 1 月

■ホームページ

<http://fukuyamakita.jp/>

■facebook

<https://www.facebook.com/fukuyamakita>

■E-mail

fukuyamakita@hint.or.jp



■発行 福山北商工会

本所 TEL 976-3111 / FAX 976-3211

支所 TEL 972-3008 / FAX 972-4270

■発行日 平成 28 年 1 月

2016 年（平成 28 年）年頭のご挨拶



2016 年の新春を迎え謹んで新年のお慶びを申し上げます。
会員の皆様におかれましては、新年を迎えられ益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平成 27 年 5 月の総代会で甲斐前会長の後任として、福山北商工会長に就任し 7 カ月を数え、ここに平成 28 年の新しい年を迎えることができました。これも一重に会員の皆様のご協力の賜物と厚くお礼申し上げます。さて、平成 27 年の国内景気は主として政府の様々な施策等の実行により、大企業を中心に企業収益は増加し、過去最高水準を記録しています。しかしながら、当商工会地域小規模・中小企業者においては、原材料高や人手不足のコスト上昇等により利益確保が難しく、業種・規模の格差はあるものの総じて厳しい経営状況が続いています。

こうした中、福山北商工会では「会員サービス向上対策の推進」等の 6 項目の重点事業を掲げ、事業を推進してまいりました。特に部会活動の活発化による部会内研修と人的交流の促進、そして国、県からの事業者を対象とした補助事業の情報提供並びに申請から事業報告までの一貫した指導等おこない、会員の皆様のニーズに沿った、きめ細かい指導を心掛けてまいりました。

また、福山北商工会では平成 26 年 6 月に制定された「小規模企業振興基本法」に基づき、地域商工業者の持続的な発展を目的とした、小規模事業者支援のための計画「福山北商工会経営発達支援計画」を作成し、これからの商工会事業の指針策定にも取り組んでまいりました。

新しい年を迎え地域を取り巻く経済環境は未だ厳しいものがありますが、福山北商工会では昨年の実績を踏まえながら、行政並びに関係団体と連携して、域内事業者の皆様の事業継続及び発展のために努力を続けてまいります。

最後になりますが、本年も一層のご支援をお願い致しますと共に、皆様方におかれまして素晴らしい一年でありますよう心よりお祈り申し上げて年頭のご挨拶とさせていただきます。

2016 年（平成 28 年）1 月 1 日

福山北商工会 会長 二畠 直敏



年末調整のお知らせ

今年も年末調整を行う時期となりました。「年末調整」は、給料や賞与などの支払いの際に源泉徴収した税額と、その年（1月～12月）の収入の総額について納めなければならない正規の年税額とを比較して、その過不足を調整するものです。

【納付期限】

平成28年1月20日（水）

＜昨年と比べて変わった点＞

平成27年の変更点はありません。

＜必要書類＞

- 国民健康保険料額
- 国民年金基金が発行した証明書類
- 生命保険・損害保険料控除証明書
- 小規模企業共済等掛金の証明書類
- 前職がある場合は前職の源泉徴収票
- 税務署から送られてきた書類
- 年間の賃金台帳



特定産業別最低賃金改定のご案内

平成27年12月31日より改定

はん用機械器具
等製造業
852円

製鉄業等
882円

金属製品
製造業
844円

船舶等製造業
875円

広島県の最低賃金
時間額 **769**円
平成27年10月1日より

自動車・同附属品
製造業
833円

自動車小売業
830円

各種商品
小売業
805円

電子部品等
製造業
813円

～女性部活動～

年末講習会

『苔玉を使ったお正月飾りづくり』

12月7日（月）女性部員の(有)ナチュラルハー
ト都の吉岡 都 様を講師として年末講習会が開催
されました。

千代紙や水引を使って和風ピックを作成したり、
小さな葉牡丹を苔で包み苔玉にしたりと楽しく作
業を行い、皆さん思い思いの素敵な作品に仕上が
りました。



『中小企業庁長官表彰』受賞

第55回商工会全国大会において福山北商工会女性
部が『中小企業庁長官表彰』を受賞しました。

この表彰は、エコキャップを収集する周知事業とし
て行ったエコキャップアートカレンダーや若手部員加
入推進事業のプチ女性部など直近3年間の事業や、こ
れまでの講演会・研修会など、優良な組織運営及び女
性部活動の推進努力を高く評価頂いたものです。今後
も引き続き女性部事業へのご協力を宜しくお願い申し
上げます。



～青年部活動～

経営資質向上研修会の開催

11月21日（土）19時から小林史明代議士をお招きし、青年部が主体となって『経営資
質向上研修会』が開催されました。
小林史明代議士より、日本経済だけでなく地域経済の動向やマイナンバー制度に至るまで幅広
く、非常に解り易い説明をして頂き、大変勉強になりました。



運動会の開催(家族レクリエーション)

今までにない家族レクリエーションをしたい！スポーツを通して部員や家族間での親睦を図
り参加者全員が一緒になって楽しむ事ができる時間を共有したい！との思いから企画交流委
員会で立案。

幼児から大人までが参加でき、みんなで笑いあえる競技を前月まで検討し、11月1日
（日）加茂小学校体育館にて総勢80名参加のもと運動会を開催しました。家族競技や障害
物競争、家族あてゲーム、そして青年部員のガチリレーなどなど、大盛り上がりで大成功の
運動会となりました。多数参加を頂きまして、ありがとうございました。



商業・サービス業部会視察研修

11月2日（月）・3日（火・祝）、参加者20名（事務局含む）で東京へ視察研修に行きました。

初日に訪れた国会議事堂では、その成り立ちから現在までの経緯を詳しく説明を受け、参加者も熱心に見学をされていました。

また2日目に訪れた東京国際展示場では、「第44回東京モーターショー2015」を視察しました。モーターショーでは、各自動車メーカーや部品会社が展示する最先端の技術に触れることができ、参加者にとって今後の経営の参考になりました。



「会長杯ゴルフ大会」開催

11月8日（日）、新市クラシックゴルフクラブにて第7回福山北商工会会長杯ゴルフ大会を開催いたしました。

総勢58名の参加で競技し、日ごろのストレス等を癒すとともに会員間で交流を深めました。

大会結果については、上位3名を掲載いたします。



【優勝者：平川 裕己 様】

順位	氏名	事業所名	OUT	IN	GROSS
優勝	平川 裕己	(有)平川石材店	44	43	87
第2位	佐藤 育正	(有)駅家製作所	42	38	80
第3位	信岡 幸一	(有)エキヤパッケージ	47	49	96

事業計画策定セミナーの開催

10月19日（月）から11月30日（月）の間で6回にわたり商工会館2階において、事業計画策定セミナーを開催いたしました。講師は、経営コンサルタントとして活躍する中小企業診断士の落野洋一氏。

事業戦略の基本的な考え方、SWOT分析を活用した事業計画の立て方など、わかりやすく教えていただきました。

経営活動の現状を客観的に見直すことにより、課題を明確にし、経営の安定・活性化を図るための一助となるセミナーとなりました。



【セミナー風景】

新入会員の紹介

（期間：平成27年10月1日～12月10日）

事業所名	代表者名	地区	事業所住所	業種
(有)オーケーマシナリー	大塚 雅文	芦原	福山市加茂町芦原 215-2	精密部品加工
	今中 純平	上加茂	福山市加茂町上加茂 37-7	大工
フリーペーパーLazo	松本 ミヤコ	坊寺	福山市伏見町 4-33-1 階	情報誌
Père Mère	谷口 守	坊寺	福山市駅家町坊寺 230	パン製造販売

小規模企業共済制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が事業をやめたり、退職された場合に生活の安定や事業再建を図るための資金を準備しておく経営者の退職金制度です

加入資格

◎常時使用する従業員が20人以下（宿泊業・娯楽業を除くサービス業、商業では5人以下）の個人事業主および会社役員

◎小規模企業者たる個人事業主に属する共同経営者（個人事業主1人につき2人まで）

※共同経営者とは、事業主と共に経営に携わっている方で次の①②を共に満たす方となります。

① 事業の経営において重要な意思決定をしている、または事業に必要な資金を負担している。

② 事業の執行に対する報酬を受けている。

※その他、協同組合・企業組合・農事組合法人の役員、士業法人の社員も条件を満たせば加入可。

掛 金

掛金月額が**1千円～7万円**の範囲内（500円単位）で自由に選べ、加入後も増減額できます。

また、払込方法も「月払い」「半年払い」「年払い」から選べます。

掛金は**全額所得控除**となり、**一年以内の前納分も対象**となります。

共済金の税法上の取扱い

共済金の受け取りには、「一括」「分割（10年）（15年）」「一括と分割の併用」のいずれかをお選びいただけます。

「一括」…退職所得扱い

「分割」…公的年金等の雑所得扱い

「解約手当金」…65歳未満の任意解約および掛金滞納による強制解約は一時所得扱い

※退職扱いは分離課税につき申告不要、その他は確定申告が必要となります。

共 済 金

共済金は廃業時・退職時等事由発生時に受け取れます。地位（個人事業主・共同経営者・会社等役員）と共済事由（A共済／B共済／準共済／解約）により受取金額が異なります。

事由発生時点で**掛金納付月数が6ヶ月未満の場合、また、準共済金および解約手当金は12ヶ月未満の場合、掛け捨て**となります。

※解約手当金は240ヶ月未満の場合は掛金合計額を下回りますので、事由発生時まで掛金月額を下げてでも続けられることをお勧めします。

※65歳以上で180ヶ月以上掛金を納付した方は請求することにより受給権を得ます（老齢給付）。

貸付制度

契約者（一定の資格者）の方は、納付した掛金合計額の範囲内で事業資金等の貸付けが受けられます（担保・保証人不要）。

《貸付けの種類》

一般貸付け、傷病災害時貸付け、創業転業時・新規事業展開等貸付け、福祉対応貸付け、緊急経営安定貸付け、事業承継貸付け

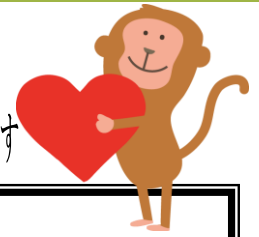
※詳細は共済相談室050-5541-7171までお問い合わせください

加入・請求・掛金増減額の手続きなど事務の一切はもちろん、
受取共済金額のシュミレーションなど
気になることは福山北商工会へお気軽にご連絡ください！



中小企業倒産防止共済制度

取引先事業者の倒産の影響を受けて、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防止するための共済制度です



加入資格

1年以上継続して事業を行なっている中小企業者。

共済金

加入後6ヶ月以上が経過して、取引先事業者の倒産によって売掛金債権等が回収困難となった場合に、**最高8,000万円**の共済金の貸付けが受けられます。

※「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。

＜貸付条件＞

「無担保・無保証人」「無利子」です。

ただし、共済金の貸付けを受けると貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

償還期間は共済金の貸付金額に応じて5～7年（据置期間6ヶ月を含む）で毎月均等償還です。

一時貸付金

取引先事業者の倒産の事態が発生していなくても、急に資金が必要となった場合、解約手当金の範囲内で貸付が受けられます。

※機構解約における解約手当金の95%の範囲内（ただし、掛金総額が800万円の場合は掛金総額の95%760万円の範囲）

掛金

掛金月額は**5千～20万円**までの範囲（5千円単位）で自由に選べ、加入後も増額・減額（法律要件あり）できます。掛金は掛金総額が800万円になるまで積み立てられ、掛金総額が掛金月額の40倍に達した後は掛止めもできます。

また1年以内の前納もできます。

掛金は税法上、**損金（法人）**または**必要経費（個人事業）**に全額算入できます。

※個人事業の場合、事業所得以外の収入（不動産所得等）は掛金の必要経費としての算入は認められません。

解約手当金

共済契約者は任意に解約することができます。

12ヶ月未満の場合は掛け捨てとなります。12ヶ月以上納付された方には月数に応じて解約手当金が75～100%支給されます。

解約手当金は税法上、**益金（法人）**または**事業所得の雑収入（個人）**に算入されます。

※架空取引等による不正請求を行ない機構解約となった場合、掛金没収により解約手当金は支給されません。

個人青色決算並びに所得税・消費税確定申告 税理士個別相談日のご案内



場所	種別	月	日	曜日
本所	所得税申告・消費税申告	2	16	火
		3	7	月
加茂支所	所得税申告・消費税申告	2	16	火
		2	23	火
		3	4	金
	消費税申告	3	11	金
			25	金

本所 〒720-1132

【住所】 福山市駅家町倉光 417

【TEL】 084-976-3111

【FAX】 084-976-3211

加茂支所 〒720-2418

【住所】 福山市加茂町中野 1-3-2

【TEL】 084-972-3008

【FAX】 084-972-4270

◆申告期限及び納期限：平成28年2月16日（火）～平成28年3月15日（火）

◆商工会では随時、相談に応じております。

◆相談をご希望の方は混雑を避ける為、来会希望の日と時間を事前にお電話でお問い合わせください。